

伊予地区介護認定審査会共同設置規約

平成 17 年 4 月 1 日

規約第 2 号

(共同設置する市町)

第 1 条 伊予市、松前町及び砥部町（以下「関係市町」という。）は、公平・中立な審査を行うことを目的に、共同して介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 14 条の規定に基づく介護認定審査会を設置するものとする。

(名称)

第 2 条 この介護認定審査会は、伊予地区介護認定審査会(以下「審査会」という。)という。

(審査会の執務場所)

第 3 条 審査会の執務場所は、伊予市米湊 820 番地伊予市役所内とする。

(審査会の委員の選任方法等)

第 4 条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、関係市町の長が協議して定める候補者について、伊予市長がこれを選任するものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、伊予市長は、直ちに、その旨を松前町及び砥部町（以下「関係町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により後任の委員を選任するものとする。

3 委員の定数は、45 人以内とする。

(審査会の合議体)

第 5 条 審査会に設置する合議体の数は、関係市町が協議により必要と認める数とする。

2 合議体を構成する委員の定数は、関係市町が協議して定める。

3 合議体は、合議体の長が招集する。

(負担金)

第 6 条 審査会に関する関係市町の負担金の額は、関係市町の長がその協議により決定しなければならない。

2 関係町は、前項の規定による負担金を、伊予市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第7条 関係市町のうち、特定の市町が専ら当該市町のために審査会をして特定の事務を管理及び執行させる場合においては、当該市町は、これに要する経費を、前条第1項の規定による負担金とは別に、伊予市に交付するものとする。

(審査会に関する伊予市の決算報告)

第8条 伊予市長は、審査会に関する決算を伊予市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町の長に報告しなければならない。

(審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程)

第9条 審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程については、関係市町の長は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則並びにその他の規程)

第10条 伊予市は、委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則並びにその他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ関係町と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を、伊予市が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第11条 伊予市長は、委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係町の長と協議しなければならない。

(補則)

第12条 この規約に定めるものを除くほか、審査会の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。